



お知らせ

固定資産税に関する手続

● 償却資産は申告が必要です

固定資産税の課税対象には、土地・家屋以外に償却資産があります。土地と家屋は、登記情報で課税対象を把握することができます。しかし、償却資産には登記制度がないため、事業で使用する資産は、所有者による毎年の申告が法律で義務付けられています。個人・法人を問わず、令和8年1月1日現在で市内に償却資産を所有している人は、確定申告とは別に市へ償却資産申告書を提出してください。

※正当な理由がなく申告しないときは、過料が科される場合があります。

【償却資産とは】

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産

※具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・

運搬具、工具、器具・備品などがあります。

(例) 太陽光発電、パソコン、ビニールハウス、看板、

自動販売機、大型特殊自動車(軽自動車税の対象は除く) 等



● 家屋の取り壊し等があった人はご連絡ください

令和7年中に下記の①~③を行った人は、速やかに届出をしてください。法務局で登記を済ませている場合は必要ありません。

①建物を取り壊したとき

②未登記家屋(※1)を譲渡(売買・相続・贈与など)したとき

③建物を新築・増築したとき

※1 不動産の「登記」をしておらず、登記記録上の所有者や所在が不明な状態である建物のこと

問 税務課資産税係 ☎ 8206 (市役所1階)

● 不動産の所有権移転登記を行い、口座振替で納付を希望する人は手続が必要です

相続や贈与等で所有権の移転登記をした場合、翌年度以降は固定資産税の納税義務者が新所有者に変更となります。新所有者にかかる固定資産税の納付を口座振替で希望する人は、手続をお願いします。

【ウェブで手続する場合】

スマートフォン等を利用し、「口座振替.COM」で申込み

依頼書や押印が不要で、24時間いつでも申込みOK

※毎月10日までに申し込みした分は当月末から、以降は翌月から振替開始となります。

▶ 対象となる金融機関

大分銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行

口座振替.COMの詳細はこちら▶



【口座振替依頼書で手続する場合】

市内の金融機関、下記窓口に備付けの「口座振替依頼書」に記入・押印し、金融機関等へ提出

※口座振替開始までに、1~2か月かかることがあります。



問 税務課納税係 ☎ 8205 (市役所1階)

お知らせ

字図(地番現況図)を無料で閲覧できます

字図の確認は、これまで市役所や各振興局への来庁が必要でしたが、パソコンやスマートフォン等で閲覧(印刷可)できるようになりました。

【字図とは】

市に所在する土地の形状と配置、地番を記した図面(地番は住居表示ではなく、不動産登記上の番号)

閲覧できる字図は、固定資産(土地)評価用の図面として整備したものであり、境界位置や地権者間の権利関係を表すものではありません。

【利用方法】

「日田市Webマップ」で、「字図(地番現況図)」を選択



◀ 日田市Webマップ ▶ 検索

問 税務課資産税係 ☎ 8206 (市役所1階)

イベント

議員になりきって、議会を体験しよう!

令和8年 こども議会体験会



電子申請はこちら▶



▶ テーマ

「スマートフォン利用のルールをつくること」

▶ 対象者

市内に在住又は在学する、原則として小学校4~6年生とその保護者

▶ とき 令和8年2月15日(日)

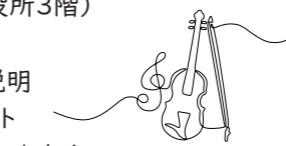
午後1時30分~4時30分

▶ ところ 日田市議会議場(市役所3階)

▶ 当日のスケジュール(予定)

・午後1時30分 議会の役割説明

・午後2時 オープニングイベント



「日田杉のバイオリン演奏会」

・午後3時 議場見学、議会体験、意見交換

▶ 定員 12組

(親子2人1組で、申込多数の場合は抽選)

▶ 申込方法

12月15日(月)までに、電子申請、メール、電話、ファックスのいずれかで下記に申込み

申込時に、下記の①~⑩の内容をお知らせください。

①子どもの氏名(ふりがな)

②学年 ③住所 ④学校名 ⑤保護者の氏名

⑥電話番号 ⑦メールアドレス

⑧議長役の希望の有無 ⑨議員に質問したい内容

⑩今回のテーマに関する意見

問 議会事務局議事係 ☎ 8214 FAX ☎ 8249 M gikai@city.hita.lg.jp (市役所3階)

イベント

「こども議会体験会」のオープニングイベント

日田杉のバイオリン演奏会



「こども議会体験会」のオープニングとして、「日田杉のバイオリン演奏会」を開催します。ぜひ、日田が誇る高い乾燥技術によって誕生した日田杉のバイオリンの美しい音色を感じてみませんか?

▶ とき 令和8年2月15日(日)

午後2時から(約1時間)

▶ ところ 日田市議会議場(市役所3階)

▶ 定員 40人程度

▶ 費用 無料

▶ 申込方法

令和8年1月15日(木)までに、電話、メールのいずれかで下記に申込み

問 文化スポーツ振興課芸術文化振興係

☎ 8442 M taiiku@city.hita.lg.jp (市役所3階)